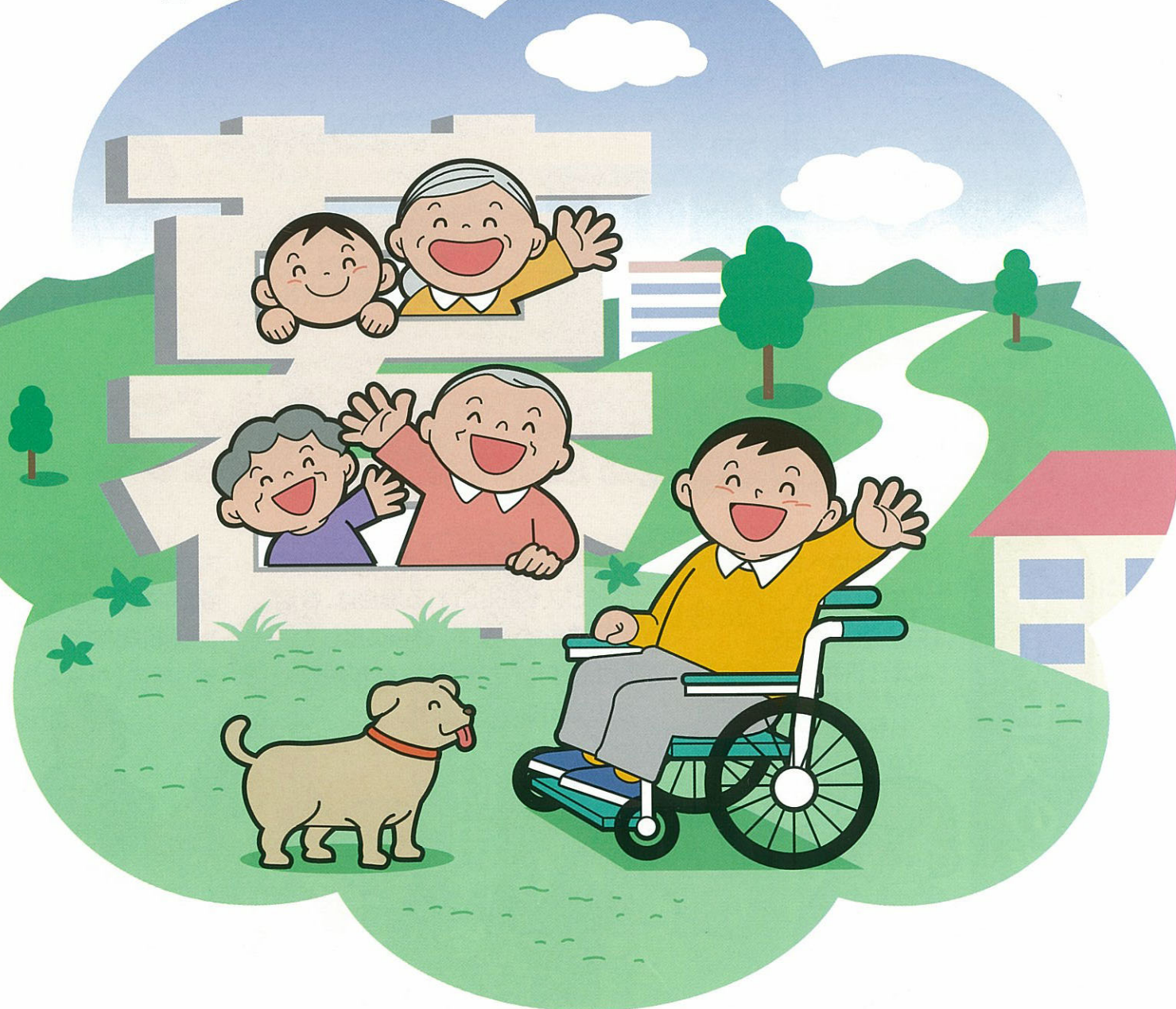


高齢者や障害等をお持ちの方のための

暮らしのあんしんサービス

〈日常的金銭管理・財産保全サービス〉

暮らしのあんしんサービスは、
日常生活において自らの日常的金銭管理や財産保全が
困難な高齢者や障害者等の皆さんが、
住みなれた地域で安心して生活が送れるよう支援するものです。



社会福祉法人 長野市社会福祉協議会

私たちがお手伝いいたします。

社会福祉法人
長野市社会福祉協議会

サービスの内容

日常生活費に要する預貯金の出し入れ、年金等の受領確認、医療費、税金等の支払いなどについてサービスプランに基づき、代行などを行います。

利用できる人

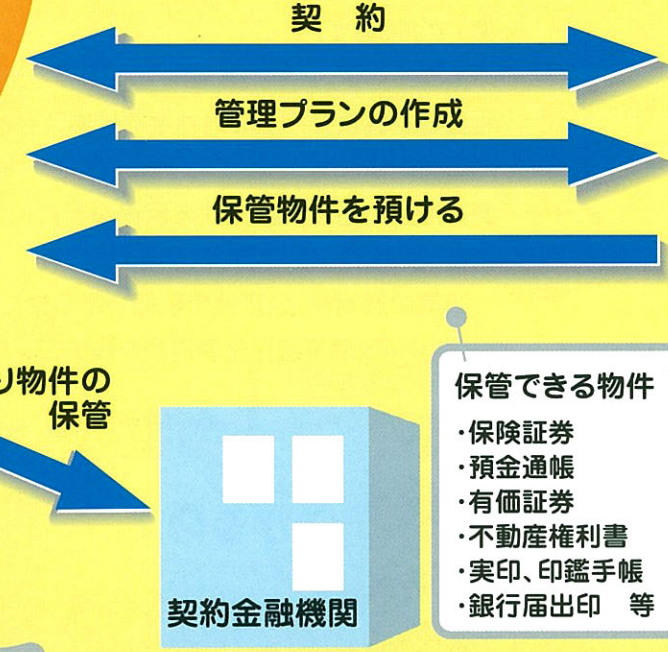
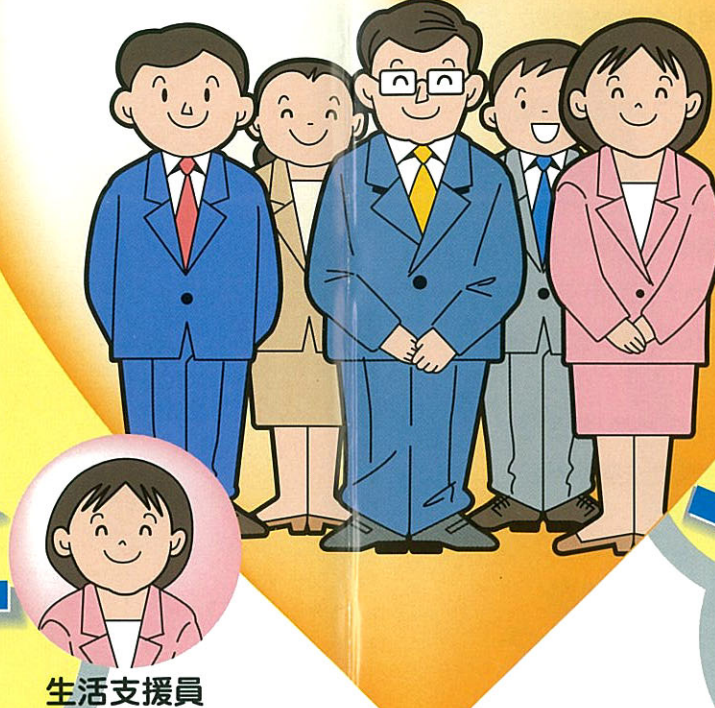
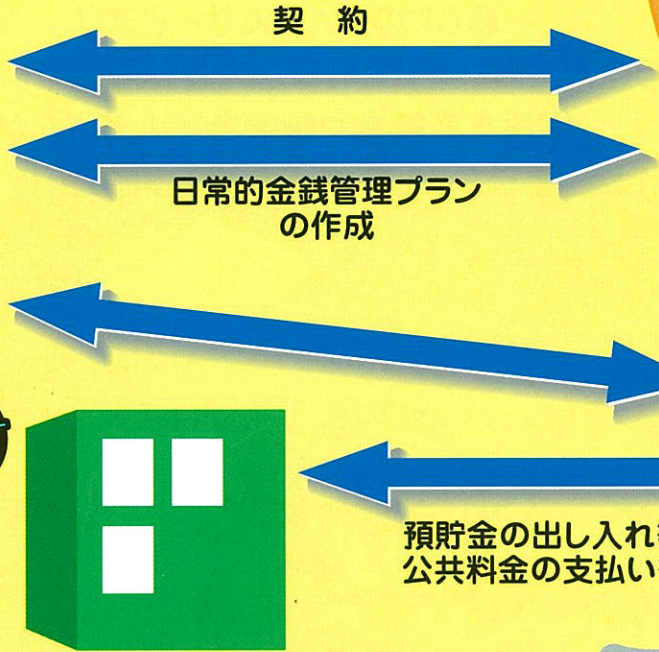
市内にお住まいの方で、意思能力があり、自分で日常的な金銭管理を行うことが困難な高齢者や、外出が困難な方。

サービスの内容

預金通帳、保険証券、不動産権利書等の大切な財産関係書類を、長野市社協が契約した金融機関の貸金庫において保管します。

利用できる人

市内にお住まいの方で意思能力があり、自分で財産管理をすることが困難な高齢者や障害者等。



日常的な金銭管理サービス

財産保全サービス

サービスの流れ

長野市社協へまずはお電話ください。
TEL225-0155

日常的な金銭管理サービス財産保全サービスを利用される場合は、社協と契約を結びます。必要に応じて日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用を検討します。

サービスプランをご本人と相談して立てます。ここまでの相談は無料です。

支援の開始

サービスプランに従って生活支援員がサービス提供(有料)を行います。



秘密は厳守します。安心してご相談ください。

サービス利用料金

日常的な金銭管理サービス

生活支援員がお手伝いするときに、利用料と交通費がかかります。

- 利用料金は、1時間あたり 1,000円
- 交通費は、1kmあたり 20円

財産保全サービス

物件をお預かりしたときに保管料がかかります。

- 1ヶ月あたり 300円 (実費相当分)

※生活保護世帯は全額無料です。

こんな時は...どうする

Q&A

Q 自宅の権利書、実印、預金証書などの貴重品を自宅においてあります。私も80歳を越え、年のせいもあり、しまい忘れてしまう事もあります。良い保管方法があるでしょうか？

A 貴重品の保管だけであれば、銀行の貸金庫を利用されれば安心ですが、ご自分で銀行まで出向くのが大変であるとか、銀行への手続きが大変であるといったご事情があれば、暮らしのあんしんサービス事業の「財産保全サービス」が利用できます。「財産保全サービス利用契約書」によって契約の締結をして、お預かりする物件について、預かり書を作成します。預かり書には、物件の種類、名義、番号、数、その他必要事項を記載して、社協が契約した金融機関の貸金庫で保管しますので安心です。また6ヶ月毎に訪問してサービスの見直しをします。もちろん秘密は守られます。



Q 私は身体が不自由なので、銀行へ行って生活費を下ろしたり、さまざまな支払いをするのが大変になってきています。これまでは近所の人をお願いしたり、民生委員さんをお願いしたりしてきましたが、お金も関わることであるので、できたら専門の人に頼みたいのですが...。月に2回程度必要な生活費を届けてもらえるでしょうか？

A 老後のためにお金を貯めていても、身体が不自由になったり、金融機関に行くことが困難になると、自分でそれを使うことが難しくなります。親しい人をお願いしても、お金のこととなると、お互いに気を使ったり、気まずいことにもなりかねませんし、もしも関係がこじれた場合の解決も難しいものと思われます。そこで、暮らしのあんしんサービス事業の「日常的金銭管理サービス」を利用することができます。生活支援員が訪問する日を相談して決めて、必要な金額を下ろしてお手元にお届けします。見守りなども兼ねることができしますので安心です。また、場合によっては通帳をお預かりすることができます。

Q 一人暮らしをしている姉は、最近、認知症状が表れてきているようです。近所の人が食事の世話や、預金の出し入れを手伝ってくれているようですが、このままずっとやってもらっていても良いのでしょうか。私としては、姉が内容などの確認ができないようであれば、その人から通帳などを返してもらい、姉が安心できる方法を取りたいのですが...

A 一人暮らしをしているお姉さんの生活状態が、食事の支度や預金の管理ができない程度にまでなっていると、このままではご心配だと思います。福祉サービスの利用援助や金銭管理が必要不可欠なようですと、専門家に任せられた方が良いかと思われれます。ただ、お姉さんの信頼している人を失わないように、関係調整も同時に進めながら移行するのが良いかと思えます。利用する制度としては、認知症状が表れてきているようなので、日常生活自立支援事業を利用して、福祉サービス利用援助と日常的金銭管理を担ってもらうか、認知症の程度によっては成年後見制度の申立も視野に入れる必要があるものと思えます。

成年後見制度は高齢者や障害のある人の生活と財産を守る制度です

成年後見制度とは、判断能力の不十分な方々（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度です。判断能力が不十分ですと、たとえば、自己に不利益な契約であっても、その判断ができずに締結してしまうおそれがあります。このように判断能力が不十分なため、契約の締結等の法律行為における意思決定が困難な方々について、その不十分な判断能力を補い、本人が損害を受けないように、本人の権利が守られるようにする制度が成年後見制度です。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度から成り立っています（図1）。法定後見制度は、法律の定めによる後見の制度であり〔補助、保佐、後見の制度（図2）〕、法律の定めに従って家庭裁判所が成年後見人等を選任し、これに権限を付与します。これに対し、任意後見制度は契約による後見の制度であり、契約により本人が任意後見人を選任し、本人の判断能力が不十分になったときに任意後見人が援助する制度です。

図1

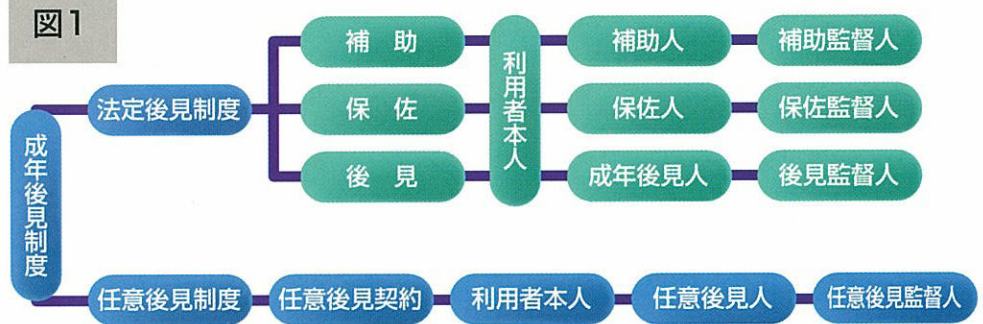


図2



※家庭裁判所に申立をします。（長野家庭裁判所 TEL232-4991）

手続の開始	申立権者	補助	保佐	後見
	利用者本人の同意	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人、任意後見監督人、市町村長など	必要	一部必要
保護者		補助人	保佐人	成年後見人
保護の内容	同意権・取消権	申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	民法12条1項各号所定の法律行為	利用者本人の法律行為全般（取消権のみ）
		日常生活に関する行為を除く		
	本人の同意	必要	不要	
	代理権	申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為		財産に関するすべての法律行為
	本人の同意	必要		不要

日常生活 自立支援事業

この事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方の権利を擁護することを目的として、それらの方が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行うものであります。

介護保険制度が導入される直前、平成11年10月より事業は始まり、平成12年6月に公布された「社会福祉法」において、第二種社会福祉事業に位置づけられました。

(社会福祉法第81条:規定上の事業名称は、「福祉サービス利用援助事業」であります。)

実施主体は、長野県社会福祉協議会であり、事業実施にあたって、長野市社会福祉協議会が基幹的社会福祉協議会ということで、事業を担当する専門員を配置し、相談や契約、具体的なサービスの提供を行っております。長野市を始めとする長野地方事務所管内について、広域的に長野市社会福祉協議会が担当しております。

事業の透明性、公正性の担保や本事業に関する苦情解決のため、第三者機関として、運営適正化委員会を設置しております。(社会福祉法第83条)

誰が利用できるの？

福祉サービスを利用するときにご自分で判断することが難しく、利用に関わるお手伝いをしてほしい方。

日常の金銭の取り扱いに不安がある方や大切な書類等の管理が不安な方。

(たとえば：認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方などで在宅の方)

お金はかかるの？

生活支援員が支援した際に、利用料と交通費がかかります。

- 利用料金 1時間あたり1000円
- 交通費 1kmあたり20円
- 預かり料 1月あたり300円
- 専門員が行う相談、訪問、支援計画の作成、契約等は無料。

※生活保護を受けている世帯は全額無料

どんなことをしてくれるの？

- どのような福祉サービスがあるのかお知らせするとともに利用手続を支援します。
- 福祉サービスの利用料の支払い手続きを支援します。
- 利用している福祉サービスについて、不満があるとき解決のための支援をします。
- 公共料金や家賃、税金や医療費など、日々の暮らしに必要なお金のやりとりを支援します。
- 郵便局や銀行からの預貯金の出し入れを支援します。

ご相談・お問い合わせなどは

社会福祉法人 **長野市社会福祉協議会**

〒380-0813 長野市大字鶴賀緑町1714-5

TEL 225-0155

※地域での学習会や研修会にも積極的に出向きますので、お気軽にご相談ください。